

## 島根県 LINE 公式アカウント個人情報保護方針（個人情報の取扱い）

### 第1条 趣旨

- 1 島根県（以下「県」という。）が、本サービス（島根県 LINE 公式アカウント（以下「本アカウント」という。）の運営と、本アカウントを通じた情報の取得および提供をいう。以下同じ。）において、個人情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）の適切な取扱いおよび安全管理に取り組むにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）および島根県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日島根条例第41号）その他の適用法令に基づくほか、次の方針を制定し、これを遵守し、個人情報の保護に万全を尽くします。

### 第2条 用語の定義

- 1 「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいいます。
- 2 「実施機関」とは、知事、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいいます。

### 第3条 取得する個人情報等

利用者が本アカウントを御利用いただくにあたり、県は以下の情報を取得することがあります。

- (1) LINE 株式会社が県に対して発行した利用者識別子
- (2) 利用者が LINE サービスに登録したプロフィール情報
- (3) 本サービスで実施したアンケートの内容（利用者の年齢、職業、性別、居住地域）
- (4) 本サービスに投稿されたトークの内容（テキスト、URL リンク、絵文字、スタンプ、画像、動画、音声、アンケート等）
- (5) 位置情報（利用者自身で送信された場合に限りです。）
- (6) クッキー（Cookie）、アクセスログその他の本サービスの利用状況に関する情報
- (7) 機器情報（OS、端末の個体識別情報、コンピュータ名、言語設定等）
- (8) 本サービスに関連して県へお問い合わせいただいた内容

### 第4条 利用目的

- 1 県は、取得した個人情報等を以下の目的で利用します。
  - (1) 本サービスの提供
  - (2) 本サービスの機能改善及び品質向上
  - (3) 障害・不具合時の調査対応

- 2 県が個人情報を収集する際は、利用者本人の意思による情報の提供（登録）を原則とし、利用者から提供（登録）された個人情報は、利用目的以外の目的のために利用することはありません。
- 3 県は、同条第1項に定める利用目的を追加し、または変更した場合は、本サービスを通じて利用者へ通知し、またはその内容を公表します。

#### 第5条 個人情報等の第三者提供

- 1 県は、個人情報等を、個人を特定できない情報に加工した上で、実施機関に提供します。提供された個人情報等は、各実施機関において、各実施機関に適用される法令に従い取り扱われます。
- 2 個人情報等を第三者に提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めます。
- 3 県は、個人情報等を、利用者本人の同意があるとき、または本人に提供する場合を除き、第4条第1項に定める利用目的以外の目的のために第三者に提供することはありません。

#### 第6条 適切な管理

利用者の個人情報等において、漏えい、紛失、破壊、改ざんまたは利用者の個人情報等への不正なアクセスを防止するため、個人情報等の取扱いについて、適時、適切に見直しを行い、個人情報等の安全で正確な管理のために必要な措置を講じます。

#### 第7条 委託先の管理

- 1 本サービスの提供にあたり、個人情報等の取扱業務の全部または一部を利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。
- 2 この場合、個人情報の適正な管理が期待できる委託先を選定したうえで、適正な取扱いを確保するための措置を契約上義務付けます。
- 3 委託先において、県が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行います。

#### 第8条 相談等への対応

個人情報等の取扱いに関する利用者からの問合せ、相談、苦情等を受けた場合、適切かつ迅速に対応します。また、利用者から自己情報の開示・訂正・利用停止の請求を受けた場合、島根県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日島根県条例第41号）に基づき適切に対応します。

#### 第9条 個人情報等を取り扱う者への周知・教育

本方針は、本サービスを運営する県およびその委託先において本アカウントの運営に携

わる全従業員に配付して周知します。また、従業員各自の教育、啓発に努め、個人情報保護意識の高揚を図ります。

附 則

この方針は、令和3年3月11日から施行する。

附 則

この方針の改正は、令和4年12月23日から施行する。